



## 第126回通常組合会中止

### 令和3年度予算等は理事の専決処分にて対応

2月20日（土）に開催を予定していた第126回通常組合会は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、当日までに札幌との往來の自粛が解除されない可能性があることから、1月28日に開催された第638回理事会にて、開催を中止し、国民健康保険法第25条第2項に基づく「理事の専決処分」にて対応いたしました。

専決処分をした議案は、記載のとおり。なお、組合員の方には、事業方針・予算などの詳細について、附録で公示（道医国保公示第450号）しているものを、別途、送付いたしますので、ご参照願います。

#### 議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めるところについて

##### 1. 北海道医師国民健康保険組規約取扱規則の一部改正について

※第125回組合会でご承認をいただきました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の対象期間を、国からの財政支援の対象期間の延長に倣い、改正いたしました。

（施行期日：令和2年9月24日 施行）

令和2年10月1日 適用）

##### 2. 北海道医師国民健康保険組規約取扱規則の一部改正について

※新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査又は抗原検査の自家診療について、発熱外来認定医療機関が行政検査として行う場合に限り、検査費用のみを認めることにいたしました。また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の対象期間を、国からの財政支援の対象期間の延長に倣い、改正いたしました。

（施行期日：令和2年12月25日 施行）

第18条、第20条の2は、令和2年1月1日 適用）

##### 3. 令和3年度 北海道医師国民健康保険組法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画制定について

※国民健康保険組合の組織運営における令和3年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定いたしました。

（施行期日：令和3年4月1日）

##### 4. 令和2年度 北海道医師国民健康保険組歳入歳出予算の第1次補正について

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員に対して保険料の減免事業を行うため、また予算額の不足が見込まれる「共同事業負担金」「前期高齢者納付金等」に対しての令和2年度歳入歳出予算の第1次補正である。

#### ◎補正額

国民健康保険料	14,541千円減額補正
国庫支出金	14,541千円増額補正
共同事業拠出金等	77千円増額補正
前期高齢者納付金等	147千円増額補正
予備費	224千円減額補正

##### 5. 令和2年度 北海道医師国民健康保険組歳入歳出予算の第2次補正について

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員に対して保険料の減免事業を行うため、また予算額の不足が見込まれる「療養給付費」「高額療養費」「共同事業負担金」「諸支出金」に対しての令和2年度歳入歳出予算の第2次補正である。

#### ◎補正額

国民健康保険料	14,544千円減額補正
国庫支出金	14,544千円増額補正
保険給付費	51,000千円増額補正
共同事業拠出金等	132千円増額補正
諸支出金	8,319千円増額補正
予備費	59,451千円減額補正

#### 議案第2号 令和3年度北海道医師国民健康保険組合事業方針について

※令和3年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

平成28年度から続いていた「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」による国庫補助率の削減は、令和2年度で終了し、医師国保組合の療養給付費への補助率は、一般被保険者も特定被保険者も同じ13.0%になりました。この国庫補助率の削減に対応するために、平成29年度から令和2年度までの4年間にわたり、毎年、保険料の引き上げをさせていただきましたことから、令和2年度も4期連続の単年度黒字を達成できる見込みです。令和

元年度の後半から入院医療費が増加をしておりますが、当組合の65歳以上の前期高齢者の加入割合が高いために、前期高齢者交付金の交付を受け取ることができる保険者になっていることもあり、単年度黒字の累積により、財政上の余裕資金を確保できているところです。

令和2年度保険料等検討委員会では、保険料は現行どおりとする旨の答申をいただきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年の組合員の皆様の所得が大きく減少していることが予想され、令和3年度の所得割賦課額が減少して保険料収入が大きく減少する可能性がございます。また高額薬剤が次々と保険適用になっており、超高額レセプトが発生して保険給付費が急増する可能性もございます。しかし、蓄積された財産がございますことから、当面の間、保険料を引き上げせずにも対応が可能であると思っております。

令和3年度の予算編成に際しましては、保険料収入の減少と保険給付費の増加を見込んだ上で、新型コロナウイルス感染症が収束する気配を見せないことから、リフレッシュ野球観戦事業を中止することにいたしました。また、それ以外の事業は踏襲することにいたしました。また、新型コロナウイルス感染症への対応から、各支部から要望が多かった自院でのPCR検査等の自家診療については、規約取扱規則を一部改正して、条件付ではありますが認めることにいたしました。

超高額レセプトの発生による保険給付費の増加を抑制することは、なかなか難しい面がございますが、国の施策でもある健康寿命の延伸となる保健事業を強化することが、まず取り組むべき課題のひとつであると考えております。特に特定健診・特定保健指導の受診率向上と糖尿病性腎症重症化予防につきましては、国は、国保組合のみならず、全保険者に対してその強化を求めており、各保険者へのインセンティブ制度での重点項目として評価をしております。当組合の特定健診受診率は、全国の医師国保組合と比較をすると低いとため、皆様方には1年に1度の健康診断を是非とも受診していただくよう切にお願いする次第です。

組合としては、皆様方が健康に対する意識をお持ちいただけるように、広報活動を強化しながら、医療保険者としての義務を果たして参ります。組合員・被保険者の皆様方の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

議案第4号 令和3年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

※令和3年度予算規模

・令和3年度予算総額（A）	2,473,136千円
・令和2年度第2次補正後予算総額（B）	2,456,131千円
・比較増減（A－B）	17,005千円 (0.7%増)

※令和3年度保険料賦課額

- ・平等割賦課額（前年同額）
  - 第1種・第2種組合員（1人につき）  
年額79,200円 月額6,600円
  - 第3種組合員（1人につき）  
年額24,000円 月額2,000円
- ・所得割賦課額（前年同額）
  - 料率 前年中総所得金額の1,000分の14  
(ただし、第2種組合員（医療機関医師会所属）は所得割賦課額として年額60,000円を加算いたします。) 最高限度額（年額）520,000円
- ・均等割賦課額（前年同額）
  - (組合員以外の被保険者1人につき)  
年額90,000円 月額7,500円
- ・後期高齢者支援金等賦課額
  - (全被保険者1人につき)  
予定年額59,160円 予定月額4,930円
- ・介護納付金賦課額
  - (40～64歳の被保険者1人につき)  
年額70,440円 月額5,870円

議案第4号 令和3年度北海道医師国民健康保険組合一時借入金について

借入限度額	金 100,000,000円 以内
借入理由	保険給付費の支払い財源に不足が生じた時
借入先	北海道国民健康保険団体連合会

(参考)

※国民健康保険法

(理事の専決処分)

- 第25条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
  - 3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

## 被表彰者は5名

## 令和2年度被表彰者名簿

※組合会議員として10年以上在任された方

恵庭市支部 石川 順一 議員  
 北広島支部 中川 晃 議員  
 羊蹄支部 富田 均 議員  
 日高支部 中村 宏 議員

※組合職員として10年以上在職された方  
 職員 中澤 和則

## 令和3年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,442,436	△ 6.1	58.3	1. 会議費	33,659	7.7	1.4
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	134,491	△ 2.3	5.4
3. 国庫支出金	183,142	△ 12.2	7.4	3. 保険給付費	1,131,478	8.6	45.8
4. 前期高齢者交付金	104,930	48.0	4.2	4. 介護納付金	176,266	△ 2.0	7.1
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 共同事業拠出金	55,086	4.7	2.2
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 後期高齢者支援金等	313,013	△ 0.6	12.7
7. 共同事業交付金	42,208	5.2	1.7	7. 前期高齢者納付金等	597	2.1	0.0
8. 財産収入	88	△ 39.7	0.0	8. 保健事業費	156,710	16.1	6.3
9. 繰入金	5	0.0	0.0	9. 積立金	6,376	△ 4.0	0.3
10. 繰越金	700,000	16.7	28.3	10. 諸支出金	32,000	159.8	1.3
11. 諸収入	324	△ 59.7	0.0	11. 予備費	433,460	△ 20.2	17.5
<b>歳入合計</b>	<b>2,473,136</b>	<b>0.7</b>	<b>100.0</b>	<b>歳出合計</b>	<b>2,473,136</b>	<b>0.7</b>	<b>100.0</b>

※前年度比は、令和2年度第2次補正後予算額との比較。△はマイナス。